

意見書を国に提出

脱法ハーブに対する早急な規制強化を

求める意見書

12月定例会で議員発議により1件の意見書が提出され、賛成多数により可決しました。
可決した意見書を、国の関係機関に提出し、実現するよう要請しました。

脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書

近年、薬事法で製造や輸入、販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜ、お香、アロマ、入浴剤などと称したいわゆる脱法ハーブが出回っており、これを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。

また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、進行中の市民に重軽傷を負わせるなど、第三者に被害を与える事件も起きている。

このような状況の中、脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物として指定されれば再び化学構造を少し変化させて流通させるということが繰り返されており、法規制が追いついていないのが実態である。厚生労働省の調査では、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなっている。

脱法ハーブは、覚醒剤、麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は、喫緊の課題である。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を早急に実現するよう強く要望するものである。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 21 日

愛知県あま市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 総務大臣 殿

主な質疑

問 脱法ドラッグまたは脱法ハーブの定義は。

杉藤憲二 法律的な定義はない。麻薬や覚醒剤など、法律で禁止されているものとは、成分が多少異なり、乱用をすることにより事故を起こすなど、大変危険であると言われている。

問 『収去できるなど法整備』とは。

杉藤憲二 あるものを一定の場所から取

り去るということ、たぐみに法規制を逃れている脱法ハーブ、脱法ドラッグを、法を整備して取り締まり、早急に取り去っていただくことをお願いしている。

問 提案理由の中に『本市においても、脱法ハーブの自動販売機が置かれていると聞いております』とあるが、その根拠は。

杉藤憲二 自動販売機には合法ハーブと書いてあるが、『体内には摂取しないでください』というただし書きも、書いてあるの、世間でいう脱法ハーブだと思っている。

討論(要旨)

【反対討論】

松下昭憲 提案理由

の中に、『本市においても、脱法ハーブの自販売機が置かれていると聞いております。』と書いてある。津島署に聞いたところ、脱法ハーブではなく、合成ハーブだと言っていた。提案理由のこの部分を削除しないと、あま市がうそをついたことになるので反対する。

【賛成討論】

藤井定彦 厚生労働

省は、指定薬物と成分構造が類似していれば、一括して規制の対象にできる制度を導入する方針を決定した。今後、パブリックコメントを経て、決定に至ることになるが、意見書を提出することにより、強く推進させることが必要である。青少年や若者の興味本位からの使用や乱用を防ぐため、薬物に対する教育を国に對して強く求めている必要があると考える賛成する。

【反対討論】

八島 進 提案理由

の中に、『本市においても、脱法ハーブの自販売機が置かれていると聞いております。』とあやふやな文面がある。現段階では問題がないという状況で、脱法ハーブがまさにあるかのようなことを表現している。明確にこれはだめだという根拠がない文面を国会に提出するのは、軽率な文面であり、あま市議会の尊厳に関わると考え反対する。

【賛成討論】

野中幸夫 薬事法違反で家宅捜査を受けた、名古屋市中大須の販売店と同じ名前が記された自動販売機が、市内に設置されている。家宅捜査された販売店と同様かは確認できないが、子どもたちが多数通るところにあり、子供の興味を引くことは事実ではないか。市民の皆さんと議会、行政が、子どもの健全な育成という1点で行動を起こしていくことが必要である。お互いの信頼関係を築いていく一歩として、重要な課題提起であり賛成する。

採決結果

賛成多数により、採択。

陳情4件を採択

12月定例会に提出された請願、陳情はあわせて15件でした。担当の常任委員会で審査した後、最終日には4件の陳情が採択、11件の請願は不採択となりました。こゝでは、採択された陳情の内容を要約してお伝えします。

商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に関する陳情書(同内容の陳情3件)

な商工会への加入を促すための基本条例の早期制定などを要望。

▽要旨

・小規模事業対策補助金、地域振興対策補助金を安定的に予算確保して、確実に執行されるよう要望。

市町村管理栄養士配置に関する陳情書

・金融機関が行う中小企業向けの融資において、資金供給の利便性向上を図るための所要の策を講ずることなど、中小企業の経営支援強化を要望。

・大型店などの積極的

▽要旨 住民の要望や社会情勢の変化に適切に対応し、市町村における健康増進等の対策をより充実し、効果をあげるために、保健、介護、国保、福祉部門に管理栄養士を正規職員として配置することを求める。